

『休明光記』の蝦夷地寺院記事

佐藤 宥 紹*

Notes on the descriptions of Ezochi Temples (Zenkouji, Toujuin, Kokutaiji)
discussed in "kyumeikouki"

Hirotsugu Satô*

1. はじめに

蝦夷三寺のひとつ厚岸・国泰寺の設置については、同寺に現存する所蔵資料のいわゆる『日鑑記』を中心に検討が加えられてきた。このため同寺らの設置を江戸幕府の宗教政策や蝦夷地経営のなかに位置づけてみた時、必ずしも正確には把握できていないように思える。

そこで蝦夷地新規寺院設置の建策者である箱館奉行側の資料によって、その設置意図を検討してみる時、これまでの諸論稿とは異なった見解が生まれてくる。箱館奉行側の史料としては羽太正養の『休明光記』があり、このなかの『休明光記附録』（一件物 巻一）（以下『附録』）として34件の資料が採録されている。もとより本書は箱館奉行時代の基本史料に違いないが、実態は羽太正養の私文書である。『附録』の採録史料の一部は国泰寺所蔵の『初代日鑑記 全』や『二世萬全中公私諸記録』のなかにも含まれている。これらの資料も勘案しつつ、『附録』に掲載された蝦夷地寺院関係記事について検討し、蝦夷地寺院設置の経過について明らかにしておきたい。この場合『附録』については『新撰北海道史料一』を用いた。

2. 蝦夷地寺院記事の概要

『附録』の蝦夷地寺院関係記事の内訳は表一1の通りである。享和2年9月21日に箱館奉行が「蝦夷地庵室取建伺い」（『附録』 No.1 以下、特にことわらぬ限り表一1記載の史料番号をさす。）として寺社奉行に提出した文書に始まる。以下

I 寺院設立趣旨より宗旨決定まで

No.1～7、11、23

II 寺格と僧侶の処遇 No.8、9、18～22

III 堂宇作事と什器・備品

No.10、12～17、24、28～32

IV 本末寺と寺檀関係 No.25～27

V 住職出立通知 No.33、34

* 釧路市立博物館 (Kushiro City Museum, Kushiro, Hokkaido)

の5類型に大別できる。

そのうえで、少くとも蝦夷地寺院設立に関する次の3点が解明できよう。第一に蝦夷地寺院の設置に対する箱館奉行（起案者）と寺社奉行（裁決者）の視角の相違点についてである。その二は住職や派遣の僧侶の処遇を通じ寺格、すなわち蝦夷三寺の格付の問題に関してである。さらに新設された蝦夷地寺院をめぐる本山一末寺の関係と寺檀関係の編成についてである。

3. 蝦夷地寺院設置の目的

蝦夷地寺院の設置は、箱館奉行が「墓所、先づ壹ヶ所も取建、墓守之僧差置」との建策を行ったことにある（享和2年9月21日（No.1））。これを受けた寺社奉行の月番担当の松平周防守は、墓守の僧らを差し置くだけでは「後年ニ至リ不正之筋も出来可致哉ニ付（中略）新寺何ヶ寺と歟相定」（No.2）と難色を示し、新寺建立の意志を示す。

この点について筆者らは、寺社奉行側は蝦夷地が役人をはじめ諸藩の漁師、町人、職人の移住を将来においても不可避とみたうえで、(1)本来なら土地緊縛されているはずの農漁民を政策上他所へ移動させることになったが、寺院存立基盤が未熟なため宗教施設の移動が伴わず、この間陀を幕府による墓所・寺院建立で埋めた。(2)邪宗門対策としてキリスト教のみならず日蓮宗不受不施派、悲田宗の布教と普及が新開地に及ぶのを防止し監視する機構としての寺院を建立。(3)国家・將軍家安泰の総祈禱所を幕府支配の及ぶ領域の隅々に配置するとともに、蝦夷地で犠牲となった者への慰霊の装置。の以上3点を指摘し、蝦夷地寺院設置の意義を考察したことがある。ところでこの蝦夷地寺院の設置をめぐるのは、起案者である箱館奉行と寺院統制の当事者である寺社奉行との間に、実は一定の見解の相違がある。

箱館奉行は起案にあたり寺院設置の先例として、伊豆国波浮湊の修築に際し、「同所出百姓等病死之節葬候墓所取建、墓守之僧差置」（No.1）いた例をもとに墓守の

僧＝庵室の設置を建築する。箱館奉行は出張の幕府役人、防備の津軽・南部藩士・漁師・職人・町人など「彼地江立入候者共も多勢有之」(No.4)としながらも、特に「新地之寺院建立之儀も御停止之趣」(No.4)をふまえ庵室の設置を要求する。そして設置の目的を、(1)彼地詰の者葬儀のため、(2)邪宗門糺しのため、(3)蝦夷の風俗改めさすために非ずとする(No.3)。ここでは従来強調されすぎている観のある対アイヌ教化策の方向がひとまず抑制されている。これに対し寺社奉行側は箱館奉行側の墓守の僧＝庵室設置案に代えて、「別段之譯を以、新寺何カ寺と歟相定、取建、其後庵室之類ニ而も難成積り」(No.1の添付書類)と判断する。その理由は墓所を

置き墓守の僧を配置するのみでは「後年ニ至り不正之筋も出来」(No.1の添付書類)することを案じ、「蝦夷地も外国之境ニ而近年追々御世話も有之儀ニ付」(No.1の添付書類)として「別段之譯」をもって新寺を建立するのだとする。この案は享和2年9月の箱館奉行側の建築に対し、同年10月寺社奉行のひとり松平周防守の回答として提示される。寺社奉行の見解に見る限り箱館奉行が出張者に死亡者が発生し、邪宗門対策という現実的な要請から実現可能な建築を行っていると思われる。これに対し寺社奉行は新たに蝦夷地を幕領下に編入したのをうけ新直轄地における宗教者支配、身分統制維持の観点からきわめてオーソドックスな対応を展開しようとしている

表1 羽太正養『休明光記』の蝦夷地寺院関係記事(34通)の内訳

1、蝦夷地へ庵室取建伺い	享和2年9月21日	箱館→寺社	同10月11日回答
2、庵室取建伺いの回答	享和2年11月25日	寺社→箱館	(羽太)
3、新寺設立の目的	享和2年11月	箱館→寺社	
4、寺院五カ寺建立の件	享和2年11月	箱館→寺社	
5、設置場所等照会の件	享和3年正月	寺社→箱館	
6、箱館在の寺院名・宗旨照会	享和3年閏正月4日	寺社→箱館	
7、寺院設置の弊害の照会	享和3年閏正月12日	寺社→箱館	同15日回答
8、住職他の扶持米・手当伺い	享和3年閏正月	箱館→寺社	
9、三寺設置・手当等の伺い	享和3年11月	箱館→寺社	
10、寺院作事絵図面照会	享和3年12月8日	寺社→箱館	
11、寺号通知	文化元年5月	寺社→箱館	
12、等澗院作事承認	文化元年6月	円覚寺→寺社	
13、等澗院作事承認	文化元年6月	等澗院→寺社	
14、善光寺作事承認	文化元年6月	増上寺→寺社	
15、善光寺作事承認	文化元年7月	善光寺→寺社	
16、国泰寺作事承認	文化元年7月	金地院か→寺社	
17、国泰寺作事承認	文化元年7月	国泰寺→寺社	
18、寺院手当・道中入用の照会	文化元年9月	寺社→箱館	
19、手当・扶持方年限老中裁可	文化元年12月	勘定→箱館・寺社	
20、手当・道中入用伺い	文化元年11月	寺社→箱館	
21、手当額・扶持方決定	文化元年12月	寺社→箱館	
22、手当額・道中入用各寺通知	文化元年12月	箱館→三寺院	
23、堂宇建築、住職委任	文化元年12月	箱館→寺社	
24、本尊・仏具準備督促	文化2年正月	箱館→寺社	
25、寺院の支配と設置場所決定	文化2年正月	箱館→三寺院	
26、本寺添翰の取扱い	文化2年2月15日	寺社・町・勘定→箱館	
27、新規寺院の支配	文化2年2月	寺社→箱館	
28、仏像・仏具の配置	文化2年2月	箱館→寺社	
29、本尊・仏具の配置伺い	文化2年2月	箱館→寺社	
30、經典・仏書の配置伺い	文化2年2月	箱館→寺社	
31、本尊仏具類の書付け	文化2年3月9日	31の添付書類	
32、本尊仏具の交付通知	文化2年3月	箱館→三寺院	
33、津軽家へ住職出立通知	文化2年3月	箱館→津軽藩	
34、南部家へ住職出立通知	文化2年3月	箱館→南部藩	

凡例 箱館奉行(箱館)、寺社奉行(寺社)、善光寺、等澗院、国泰寺(三寺院)
勘定奉行(勘定)、町奉行(町)

点が注目される。幕府は元禄期以降の寺院統制を通じ、新規寺院の建立、庵室を私的に設置することを排し、宗教統制の上から一向宗や日蓮宗不受不施派の布教活動に制限を加えている。寺社奉行側としてはロシアの南下にともないキリスト教の波及の懸念があったにせよ、それにとどまらず新開地における既成教団の布教活動や民衆信仰の流入を想定したうえで、寺院統制のあり方を配慮したものと見られる。そこに箱館奉行の建築をさらに強化し、元禄期以降の新地寺院取建禁止の方針の例外措置として蝦夷地寺院建立の政策を選択した点に注目しておきたい。

以後、同年11月になって箱館奉行は、(1)死亡者の取置のためならず邪宗門らの糺すためにも、東蝦夷地の要所に新規寺院を5カ寺建立することとし、うち1～2カ寺の建立を当面着手する、(2)さらに(1)の案が容れられるならば住職はじめ派遣の僧侶について検討するとともに、(3)堂宇の建立・修復の経費ならびに住職らの手当を「蝦夷地御入用金之内に取賄」と起案する(享和2年11月27日 No.4)。いっぽう寺社奉行は寺院建立地、南部・津軽藩士の勤番地を箱館奉行に照会し、箱館奉行の当面1～2カ所建築案を2～3カ所建築案に修正する(享和3年正月19日 No.5)。さらに寺社奉行は箱館・江

差の寺院数と宗旨を照会（同年壬正月4日 No.6）、また寺院が設置されては勤番犠牲者の葬いが煩雑になりはしないかと懸念を表明する（同12日 No.7）。寺院設置に対し寺社奉行側がむしろ箱館奉行をうわまわる積極性を見せているかに見える。ここに、蝦夷地経営の立場から寺院設置を把える箱館奉行と、幕藩体制のもとで寺院統制のうえから蝦夷地寺院を位置づける寺社奉行間に、見解の相違が見られる。因みに箱館奉行は山越内～有珠間、有珠～様似、釧路～根室に各1寺を設置し、箱館～山越内、十勝～釧路間には各1寺を追加するとする（No.6）も、文化2年正月有珠・様似・厚岸への寺院設置が決定した。

4. 蝦夷地寺院の寺格

新寺院の寺格に関する見解のひとつに、將軍の関見が帝鑑の間で行なわれたことをもって、蝦夷地三寺の住職は10万石格の大名に準ずる取扱いとするものがある⁽³⁾。

蝦夷地寺院のうち国泰寺住職は文化元年4月6日に任命された⁽⁴⁾。江戸・芝の金地院配下の建長寺末の相州津久井郡青山村光明寺の文翁へ蝦夷地住職を申付け、上野の増上寺からの僧侶も同席した。この段階では寺院設置場所、寺号、赴任地とも決定されず「蝦夷地寺院御取建ニ付老中伺其住職申付」られたのみである。月番の寺社奉行大久保安芸守役宅の内寄合の席で申し渡されている。同年4月27日三寺の寺号が決定し各住職に通知された⁽⁵⁾。この件は脇坂淡路守より箱館奉行へもたらされる（文化元年5月 No.11）。任地は文化2年2月18日に厚岸へ決定した。いずれも「老中伺之処」として通達されている。この間文化元年6月1日には將軍家齊に御目見得している。『初代日鑑記 全』によれば大広間に控えたのち、

「御目見者 御白書御次一同之御礼」とある。白書院の下段に隣接して帝鑑の間があり、「白書院御次」とは帝鑑の間をさすのであろうか。表-2のように記録で判明するかぎり3～7代の將軍職関見は帝鑑の間で行われてきた。また『様似町史』には、蝦夷三寺の着席順を示す見取図（原図は等澎院所蔵としている）があつて、住職の席は大名方と旗本衆が同席するその中間に位置し、図でみる限り数居外の廊下に着座している。御目見得（拝命御礼登城）は、毎月の式日（朔日・15日・28日）に行なわれ、その後老中・若年寄らへの御礼廻勤をすませている。この例の示すところによれば、諸公が式日に登城した機会に関見が行われ、大名とは一線を画した扱いとなっている。帝鑑の間詰とされる内容は以上のとうりであり、寺格を帝鑑の間詰、10万石格の大名に列するとする見解は再考を要するであろう。

蝦夷地寺院は無禄でありその維持、住職らの手当金は蝦夷地入用の経費より支出される。破損・修復についても「寺納出来返も御入用」で賄い、堂宇以外の堂塔建立は住職に委ねつつ「永代御修復之積ニも無之」の方針であった。住職への手当・禄高ならびに赴任手当の見込額は、まず享和3年壬正月箱館奉行が寺社奉行に照会したのに始まる。箱館奉行案では僧侶の定員は住職・所化・下男各1人で、手当は各1人扶持、2年間の手当はそれぞれ15両、5両、3両の割合と提案した。本案は享和3年11月、文化元年5月、文化元年12月に検討案が出され老中裁可のうえ、住職1人、3人扶持、手当金20両、所化3人、各2人扶持7両、下男2人、各1.5人扶持3両2分（合せて12人扶持、手当金48両）を寺納の確保の時まで支給し、米百俵を永代にわたり支給することとした（No.21）。各寺に対しては老中戸田采女正より申渡される

表-2 『日鑑記』の住職任命記事

代	名前	年齢	前任地及び寺院名	任命年月日	將軍関見の場所及び年月日	包括寺院
初	文翁	—	相模国津久井郡青山村 光明寺	文化元・4・6	帝鑑の間 文化元・6・1	建長寺
2	萬全	—	下野国蛭沼 山王寺	文化4・4・15	同 上 —	円覚寺
3	靈雲	43	— 正竜庵	文化11・11・18	同 上 —	寿福寺
4	仙叟	—	— 正眼庵	文政4・12・6	同 上 文政4・12・28	浄智寺
5	文道	43	相模国大住郡下糟屋村 神宮寺	文政12・4・18	同 上 文政12・4・28	建長寺
6	香国	46	相模国大住郡池端村 蔵福寺	天保7・7・18	同 上 天保7・7・28	建長寺
7	真洲	44	— 伝舟庵	天保15・10・6	西丸登城 天保15・10・15	円覚寺
8	香山	—	—	嘉永5・8・6	— 嘉永5・8・15	—
9	晦巖	—	—	—	— —	—

国泰寺所蔵『日鑑記』記事より作製

こととなった⁽⁶⁾（文化元年12月 No22）。

5. 本末寺と寺檀関係

蝦夷地寺院の支配関係のうえでいくつかの特例が認められている。その1は寺院身分は寺社奉行の支配にあるが、法義に関わらない部分は箱館奉行の支配とした点である（文化2年正月 No25）。寺院設置・宗旨・寺号・寺院入用は寺社奉行が決定し、なかに老中職の裁可を得た部分もある。住職の人は増上寺・金地院に選任させ（No8）、寺社奉行が人事権をもちしかも將軍拝謁の手順も経るほど。

その2は蝦夷地寺院より願書等を提出する場合に必要な本寺の添翰を、法義とは無関係の部分に限り、箱館寺院四カ寺による組合の月番寺院の奥印をもって代用することにした点である。この措置は箱館奉行側が「大灘之渡海を隔候場所」という地理上の要件に加え、伊勢国山田や箱館で町役人、村役人のもとに寺院が付属し、当該役人らの添翰で処理している先例により処理したいと起案した（No26）。勘定・寺社・町奉行の三者協議のうえ、箱館在の月番寺院が奥印する案がまとめられた（前掲）。本寺一末寺の系列化を維持する原則を弾力的に運用している一面である。

その3は、寺禄についてである。無禄にして寺納の確保できるまで幕府の財政負担とし、米百俵を永代の手当として支給するものであったことは、さきに述べた。寺院の経営は葬祭を紐帯とした寺檀関係によって維持された。葬祭を行わず、祈禱のみに依存する祈禱系寺院は消滅していったとされる⁽⁷⁾。他方で幕府は寺禄を付与し將軍家や国家安泰の祈禱所として機能させる例がある⁽⁸⁾。蝦夷地寺院の設置目的が、出張勤番者らの葬埋と邪宗門の取締りにあったけれど、これとは別に幕府財政を投じた負担に対応して蝦夷地寺院をして祈禱所の機能をもたせていたと見られる点がある。この点は羽太らの記録に残されておらず、国泰寺所蔵史料として残る掟書に見られる。「文化元甲子年四月」とされるこの文書に、「天下泰平国家安全之勤行怠慢あるべからざる事」とする一条や、国泰寺の諸活動のなかに、毎月式日や正・五・九月の祈禱会の参詣が奨励されていることにあられている。葬祭を通じて死後に支配が及び、祈禱所の機能を通じて幕藩制国家及び將軍家の統制が再生産されていることになる。蝦夷地寺院の設置はその活動を通じて新たに幕領となった地域に、くまなく宗教統制がゆきわたるその組織づくりであった点が重要であると言へよう。

引用文註

(1)高橋訓子・佐藤有紹「蝦夷三寺の設置と教化の方向」（釧路市立郷

土博物館『釧路市立郷土博物館紀要』第9輯所収 1982）。

(2)藤井学「江戸幕府の宗教統制」（岩波講座『日本歴史』近世3 所収 1963）、竹田聰洲「近世社会と仏教」（岩波講座『日本歴史』近世1 所収 1975）。

(3)大谷乾一郎『厚岸の史実』は「寺格は幕府帝鑑の間詰（十萬石以上）に列し、色衣の着用を許された」とする。

(4)、(5)国泰寺蔵『初代日鑑記 全』（市立釧路図書館所蔵マイクロフィルムによる。特に言及せぬ限り以下同じ）。

(6)住職ら僧侶の処遇が幕府役職のうえでどのように位置づけられるのか。その実態を究明できないでいる。鷹匠役料100俵高7人扶持（元文3年廃止）、御徒目付100俵5人扶持などの例と対比し、推測することもできよう。

(7)圭室文雄『日本仏教史一近世一』（吉川弘文館 1987）。寺院経営の基盤として葬祭檀家を獲得できず無檀無住寺院の廃寺が進んでいること（P262）、この傾向は寺請檀家をもたず祈禱のみに依存している密教系寺院に多いこと（P332）を指摘している。

(8)高橋利彦「江戸幕府と寺社」（歴史学研究会他編『講座日本歴史5』所収 東京大学出版会編）。古代の官寺に対し、江戸幕府は莊園領主としての性格を奪い、新たに寺領を安堵したり、寺院修復をになうことで近世国家の安全祈願を行なう務め（役儀）を果たさせ、存続させていた、とする。